

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 5 日現在

機関番号：32678
 研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2011～2012
 課題番号：23730124
 研究課題名（和文） 反復的著作権侵害者のインターネット切断制度の日本への導入必要性の検証
 研究課題名（英文） Research on the necessity of the so-called “three-strikes rule” for repeated on-line copyright infringers to Japan
 研究代表者
 張 睿暎（CHANG YEYOUNG）
 東京都市大学・環境情報学部・准教授
 研究者番号：80434231

研究成果の概要（和文）：インターネット上で反復的著作権侵害者のインターネットのアクセスそのものを切断するという、いわゆる「三振アウト制度（three-strikes rule）」の諸外国における議論や運用実態の調査研究の結果、個人情報およびプライバシー侵害の懸念が現実化し、制度の実効性の側面からも批判があることがわかった。著作権侵害対策として本制度を日本に導入するには、国内の状況を鑑みたより慎重な調査研究が先行されるべきである。

研究成果の概要（英文）：From the study on the discussion and operational situation in foreign countries about so-called “three-strikes rule (disconnect the Internet access of repeated on-line copyright infringers)”, I found that the concern as to the invasion of privacy/personal information has already been addressed, and there is also criticism as to the effectiveness of the system. In order to introduce the “three-strikes rule” in Japan as an antipiracy policy, careful research should be performed, also in light of the domestic situation.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：知的財産法、三振アウト、スリーストライクルール、著作権侵害、インターネット、プロバイダ責任

1. 研究開始当初の背景

近時、インターネット上で反復的に著作権

を侵害する者に対して、インターネットサー

ビспロバイダー（ISP）を通じて一定回数の警告を発した後に、それでも侵害が続く場合には該当ユーザのインターネットのアクセスそのものを切断するという、いわゆる「三振アウト制度（three-strikes rule）」の導入が諸外国で議論されており、フランス、韓国、イギリスでは既に立法がなされ、アイルランドではインターネットサービスプロバイダー（ISP）の自主規制として実施されている。三振アウト制はインターネット上の違法ファイル共有問題の抜本的な解決策として提案されたものであるが、コンテンツホルダーの著作権を保護するために、個人ユーザのインターネットアクセスを切断するのは過度な制限であり人権の侵害ではないかという批判もある。

研究者は、諸外国の三振アウト制度の2010年1月までの状況をまとめた拙稿（「諸外国のインターネット接続切断の動き」季刊企業と法創造通巻22号2010年3月164-183頁）を発表し、本論文はこのテーマに関する最初かつ唯一の論文として、内閣官房知的財産戦略推進本部および文化庁におけるワーキンググループの会議の時にも資料として配布された。世界のインターネットで違法共有されているファイルの中に日本のコンテンツが多いことを考えると、世界各国における同制度の導入の状況および導入への動きは、コンテンツの著作権者のみならず、立法に携わる政府関係者にも切実な情報であることがわかった。

このように、三振アウト制に関する情報への要請が高いにもかかわらず、諸外国における立法の状況、運用方法や実効性に関する研究論文がないため、議論が進まないことを考えると、諸外国における立法・運用の実態を調べ、また立法の議論がすでに進んでいる諸外国における議論を調査し、それら情報を国

内の学界・コンテンツ産業界・主務官庁および一般ユーザとしての国民に提供することへの必要性は非常に高く、法的問題の分析と解決策の提示という面では、この研究成果が学術に寄与するものも多いと思われる。

2. 研究の目的

上記の背景と必要性を踏まえて、本研究では、三振アウト制度の諸外国における導入状況および運用実態を調べ、制度の実効性を把握することで、本制度を日本へ導入すべきかどうかを検証することを目的とする。

そのため、まず、三振アウト制度導入の状況によって関連諸外国を分類し、その中でも議論が活発な国や法的観点および制度運用の側面から日本への示唆点がある国など、調査する価値をある国々を選別し、現地訪問調査の効率性を考慮して、欧州および米国の2グループに分け、調査を実施する。調査にいう上記の国々に実際に出向きインタビューを行うことで、諸外国の実情を把握・分析し、日本に三振アウト制を導入する必要があるか否かを検証する。また、もし日本に本制度を導入する場合の考慮要素である立法形態、規制方法、費用負担問題に対する解決策も提示する。

本研究の成果は、日本における導入の議論の基礎資料として活用され、実際の立法の議論における賛成または反対の根拠として参考されることが期待される。

3. 研究の方法

文献調査のみで行われた先行調査の限界を克服するため、直接現地へ向かい、最新資料の収集と関係者へのヒアリングを行った。本研究を効率的に達成するために、調査・研究の前提となる関連資料を幅広く収集（資料収集）し、論点をまとめ（論点整理）てから、

現地研究協力者に事前送付してかた現地調査に向かった。

現地調査は、第1次欧州調査(2011年11月)、第1次米国調査(2012年2月)、第2次米国調査(2012年6月)、第2次欧州調査(2012年9月)の日程で実施した。

現地調査後には、現地訪問調査によって得られた資料および論点整理の分析をまとめ、論文発表や学会での口頭報告を行い関連議論の土台になるように努めた。その成果の概要は以下のとおりである。

4. 研究成果

(1) スリーストライクルール導入の議論における争点

① ユーザ側としては、特定 IP アドレスなどユーザのインターネット利用をモニタリングすることにより、ユーザのプライバシーが侵害されるおそれがあると懸念されている。侵害警告およびアクセス切断における適切な手続をどう保障するか、ユーザの表現の自由をどう担保するかも懸念されている。

② ISP 側としては、侵害の探知・侵害者の特定・警告の発送などに必要な費用をどう負担するかが大きな問題である。デジタルコンテンツ流通のプラットフォームとしての ISP が、音楽や映画などのコンテンツ・プロバイダーとしての著作権者側とビジネス的に連携することでその費用をまかなうことも試みられている。

③ 政府側としては、オンライン上の著作権侵害に対する政策と立法の方向性という大きな問題を抱えることになる。

(2) スリーストライクルールの運用上現れた問題

更に、実際に制度を運用することになる

としても、解決すべき問題は多い。既に制度が運用されている国々で見られる問題は様々であるが、もっとも議論されるのがユーザの個人情報漏洩やプライバシー侵害、そもそも論としての制度の実効性などである。

① 個人情報およびプライバシー問題

スリーストライクルールを運用している各国において、著作権を侵害したとされる個人の情報が権利者の侵害通知により直ちに権利者に渡ることはなく、個人情報保護の問題は一見クリアしているように見える。欧州法制においても著作権者が ISP に対して、訴訟のために著作権侵害者の個人情報開示を要求できるとする法律はデータ保護およびプライバシー法制に沿うものとしている。

しかし ISP が反復的侵害者を管理するためには必然的に最初の侵害以降に当該 IP アドレスなどユーザの利用状況を一定範囲で確認し保管しなければならず、プライバシーや通信の秘密を侵害するという懸念は依然残ると思われる。

② 制度の実効性問題

スリーストライクルールはその迂回の容易さも指摘されている。フランスのように自宅のインターネット回線のアクセスを切断するとしても、当該ユーザは携帯電話のモバイルインターネットを利用することもでき、自宅外のネットカフェを利用することも、もしくは公衆無線 LAN を利用することもできる。スリーストライクルールは自宅でのインターネット使用を前提としているが、職場や学校において反復的に著作権を侵害した場合にはどう対応するかも問題となる。インターネット回線名義者と著作権侵害者が同一でない場合、インターネット回線の名義者であるだけで

責任を負うことになるおそれもある。

もしインターネット回線やアカウントを盗用された場合にどう処理するかも課題である。インターネット回線の名義者であるだけで責任を負わせることは酷であり、回線が盗用された場合に、少なくとも名義者に釈明の機会を与えるなどの措置が必要であろう。

また罰金の妥当性やその算定基準も問題になる。著作権侵害に対する通常の損害賠償との違いは何か、懲罰的損害賠償制度のない国において将来の侵害行為を抑制させるための罰金は問題ないか、罰金の算定において著作物の合理的な価格とは何か、侵害行為が楽曲の市場に及ぼしうる影響はどう測るかなど、明確な基準なくスリーストライクルールによる罰金を運用する場合、ユーザに不利に作用する可能性もある。

(3) スリーストライクルールの今後

インターネット上の著作権侵害問題の解決策として、スリーストライクルールという手段を選択し、実際の運用にいたるまでには越えるべきハードルが多い。スリーストライクルールを日本に導入するか否かを議論する際には、現在のプロバイダの責任制限に関する法律を整えることはもちろん、インターネット情報流通の各当事者の立場を十分考慮して慎重に事前研究を行うべきである。

また、議論の結果スリーストライクルールを導入することになったとしても、制度をどのように構成するかが大きな課題として残る。P2P 取締りに集中するか/ウェブサイト上の侵害に限定するか、ダウンロードを含むか/ヘビーアップローダに限定するか、個人ユーザのアクセス切断か/ある

いはウェブサイトのブロッキングか、ホスティングプロバイダーレベルで限定するか/アクセスプロバイダーまで含むか、制度は立法で決めるか/それとも権利者とISP間のビジネス提携にするか、立法型であれば、侵害ユーザの刑罰型にするか/ISPの行政規制型にするか、かかる費用は政府・著作権者・ISPでどのように分担するかなど、様々な要素によって制度の中身が変わるだけに、制度構想の際には、日本国内の現状を把握し、明確な目標を設定したうえでの検討が要求されるだろう。

しかし何より重要なのは、スリーストライクルールはユーザのインターネットアクセスを全面的に切断する目的で利用されてはならないということである。UN人権報告書(A/HRC/17/27)や欧州司法裁判所のSABAM判決(C-70/10)の影響もあり、ユーザのインターネットアクセスの全面的な切断への抵抗はますます強くなると思われる。そのため、まずは教育的な警告で著作権侵害行為の中止を促す方法が考えられる。そして、それでも侵害行為が続く場合には、公正な審査および反論の機会を提供した後に、反復的な侵害行為を行った特定サイトのみへのアクセスを一部制限するなどの部分的な制限が考えられるだろう。

さらに著作権者は、著作権侵害を取り締まろうとするだけでなく、合法的な経路でコンテンツを容易に購入できる基盤を提供すべきである。スリーストライクルールのみで違法ダウンロードが減ることを期待するよりは、合理的な価格で容易にコンテンツにアクセスして合法的に利用できる機会を提供するインフラ助成というビジネス的な観点が必要である。著作物がグローバルに流通する時代に外国では当

該コンテンツを入手できるのに自国では入手できない場合や、合法的な経路ではコンテンツ購入が面倒で高価な場合に、ファイル共有サービスを利用して違法ダウンロードをしようという誘惑は大きくなる。どこでもいつでも合理的な価格で容易に著作物コンテンツを入手できるような環境づくりが、著作権侵害対策としてのスリーストライクルール導入の議論と同時になされるべきである。

ファイル共有などインターネット上の著作権侵害に対する事前的な対応として台頭したスリーストライクルールに関しては、現在同制度を運用している国々の状況、そして諸外国における導入是非の議論に今後も注目しながら、同時に円滑なコンテンツ流通の奨励とも関連付けて研究されるべきであろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

- ① Yeyoung CHANG, “Debates on adoption of blocking measures to the copyright Infringement in the Internet - Focusing on the major trends of the so-called “three strikes rule” around the world -”, The Journal of Intellectual Property - Quarterly, Creations & Rights, Issue 65 (December 2011). pp. 129-162 (in Korea)

[学会発表] (計3件)

- ① 2012年4月7日北海道大学知的財産法研究会シンポジウム「著作権侵害に係るプロバイダの責任—国際的比較—」、張睿暎「ISPの責任制限に関する欧州の動向—

差止としてのアクセスブロッキングを中心に—」於北海道大学、札幌

- ② 2011年12月3日早稲田大学 JASRAC 寄付講座・知的財産法制研究センターシンポジウム「著作権侵害に係るプロバイダの責任—最新動向と法理の再構築」、張睿暎「ISPの責任制限に関する欧米の動向」於早稲田大学、東京
- ① 2011年6月25日知財学会第9回年次学術研究発表会・コンテンツ・マネジメント分科会企画セッション、張睿暎「諸外国におけるスリーストライクルール導入の動き」於専修大学、川崎

[図書] (計1件)

- ① 小泉直樹・奥邨弘司・駒田泰土・張睿暎・生貝直人・内田祐介共著『クラウド時代の著作権法—激動する世界の状況—』(勁草書房、2013年) 99—134頁(第4章「インターネット上の著作権侵害の事前的対応としてのスリーストライクルールの現状—諸外国におけるインターネットアクセス切断の動き」)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

張 睿暎 (CHANG YEYOUNG)

東京都市大学・環境情報学部・准教授

研究者番号：80434231